## 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

平成 31(2019)年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

- ■**対象者・・・**次の①または②に該当する方で、現在、生存されている方
  - ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方 (母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
  - ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方 (母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを 受けた方を除きます)
    - ※対象とならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ■請**求手続き・・・**お問い合わせ先記載の窓口(郵送による提出も可)
  - ・請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、こども家庭庁のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手できます。
  - ・請求期限は、令和6年4月23日です。
- **■一時金の金額・・・**320 万円 (一律)

## お問い合わせ先

## <県旧優生保護法関係相談窓口>

電話番号 028-623-3064

受付時間 9:00~17:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

所在地 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館5階

保健福祉部こども政策課(母子保健担当)内